○農林水産省環境省告示第六号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十五条第四項において準用する同条第一項の規定に基づき、アマミヤマシギに関する保護増殖事業計画を変更したので、同条第四項において準用する同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

本保護増殖事業計画は、農林水産省及び環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年四月二十一日

農林水産大臣　林　芳正
環境大臣　望月　義夫

アマミヤマシギに関する保護増殖事業計画

第一　事業の目標

本事業は、アマミヤマシギ（以下「本種」という。）の生息状況の把握、モニタリング等を行い、本種の生息に必要な環境の維持及び改善並びに本種の生息を圧迫する要因の軽減、除去等を図ることにより、本種が自然状態で安定的に存続できるようにすることを目標とする。

第二　事業の区域

主として鹿児島県奄美群島及び沖縄県における本種の分布域

第三　事業の内容

一　生息状況等の把握、モニタリング等

㈠　生息状況の把握及びモニタリング

㈡　生物学的特性の把握

㈢　生息好適環境及び生息圧迫要因等の把握

二　生息地における生息環境の維持及び改善

三　飼育下での繁殖等

四　生息地における監視等

五　普及啓発の推進

六　効果的な事業の推進のための連携の確保

○国土交通省告示第五百五十一号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所

SGSジャパン株式会社　神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号

二　変更する年月日

平成二十七年二月二十三日

三　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地

横浜事務所（本社）　神奈川県横浜市保土ケ谷区神戸町一三四番地

○国土交通省告示第五百五十二号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所

ビューローベリタスジャパン株式会社　神奈川県横浜市中区山下町一番地

二　変更する年月日

平成二十七年四月一日

三　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地

広島事務所　広島県広島市中区胡町四番二一号

○国土交通省環境省告示第一号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十五条第四項において準用する同条第一項の規定に基づき、アベサンショウウオに関する保護増殖事業計画を変更したので、同条第四項において準用する同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

本保護増殖事業計画は、国土交通省及び環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年四月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

アベサンショウウオに関する保護増殖事業計画

第一　事業の目標

本事業は、アベサンショウウオ（以下「本種」という。）の生息状況等の把握及びモニタリングを行い、生息環境の改善を図るとともに、生息地への不用意な立入りや密猟の防止対策、外来種等の防除を図ること等により、本種が自然状態で安定的に存続できるようにすることを目標とする。

第二　事業の区域

主として丹後半島を中心とする京都府、兵庫県の日本海側、石川県及び福井県における本種の分布域

第三　事業の内容

一　生息状況等の把握及びモニタリング

二　生息地における生息環境の維持及び改善

三　生息地における密猟等の防止

四　外来種等による影響の防止対策

五　普及啓発の推進

六　効果的な事業の推進のための連携の確保

○中国地方整備局告示第七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年四月二十一日

中国地方整備局長　尾藤　勇

一　施行者の名称　鳥取県

二　都市計画事業の種類及び名称　米子境港都市計画道路事業三・四・三十二号両三柳中央線及び三・三・四号西福原河崎線

三　事業施行期間　自平成二十七年四月二十一日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　鳥取県米子市両三柳字地主松ノ北、字大沢十三、字大沢十四、字御建通重助道東、字御建通御免地東、字御免地往来南、字堂ノ西、字大沢十八、字沢向弥兵衛道添、字大沢十九、字沢向深池、字深池妻神西、字鞍シウタ、字東六右衛門谷、字六右衛門谷、字鯨池堂西、字六右衛門谷天神西、字鯨池中、字山中文平沖通、字山中大下道西及び字鯨池下並びに河崎字三柳境沖ノ二及び字前川東元荒神地内

使用の部分　なし